

# 入札・契約制度の改正について

平成22年4月から

本市においては、従来から入札・契約制度の改善に取り組んでおり、一般競争入札の拡大及び電子入札の導入に努めてまいりました。

こうした中、入札結果及び公共事業を取り巻く状況や厳しい経済情勢等を踏まえ、公正な競争をより一層推進するとともに適正価格での契約を行うため、次のとおり入札・契約制度の改正を行います。

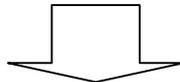
## 1 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の変更

次のとおり、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法の一部について変更するとともに、定める範囲を引き上げることとしました。

<変更前>

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格	
工種	算定式
全ての工事	予定価格算定上の（直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×60%+一般管理費×30%）の合計額×1.05

上記算定式により算出した額が予定価格の5分の4を超える場合は5分の4（千円未満切捨）に相当する額、また3分の2に満たない場合は3分の2（千円未満切上）に相当する額とします。



<変更後>

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格	
工種	算定式
<u>土木、水道、舗装等の工事</u>	予定価格算定上の（直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×60%+一般管理費×30%）の合計額×1.05
<u>建築工事（設備工事等を含む）</u>	予定価格算定上の（ <u>直接工事費×85%</u> ×95%+共通仮設費×90%+（ <u>直接工事費×15%</u> +現場管理費）×60%+一般管理費×30%）の合計額×1.05

上記算定式により算出した額が予定価格の10分の9を超える場合は10分の9（千円未満切捨）に相当する額、また10分の7に満たない場合は10分の7（千円未満切上）に相当する額とします。

その他特殊工事については、別途算定式を設定する場合があります。